



災害時に盗人猛々しい行為をするJR東海!

1月25日、大雪の影響により、東海道新幹線に大幅な遅れが発生しました。当日、新大阪から東京を一往復する日勤勤務の乗務を担当したA乗務員は、上りの列車の東京駅の到着が241分遅れました。その結果、東京から新大阪へ乗務する下りの列車の折り返し(段落ち)の労働外時間が乗務行路票では199分と設定されていましたが、上りの遅れで「労働外時間」が無くなったまま当直の到着点呼を受けるとそのまま所定の列車に乗務するように指示されました。休憩や食事時間が与えられず抗議しましたが、受け入れてもらえず、指示された列車に乗務した下りの列車も43分遅れで新大阪に到着しました。

当日、朝の9時30分に出勤し、一切の休憩も与えられず、所定退出時刻の20時14分を43分オーバーした20時57分に退出点呼を終えました。ところが退出点呼後、ロッカー室で帰宅のために着替えをしているA乗務員のところに、植松運転科長と中川助役そして小川所長が来て、帰宅しようとしているA乗務員に対して、「休憩してから帰って下さい」と繰り返し指示してきました。A乗務員はここでも、休憩なしの長時間労働で非常に疲れたことと、早く帰宅して休養したい旨を伝えましたが受け入れてもらえませんでした。それどころか、指示に従わなかったら処分されるかもしれないという思いになるほどの対応をされ、仕方なく詰所に戻り、点呼終了後であるにもかかわらず、「60分の休憩をとったこと」にされて、21時57分に(クルーと共に)解放されました。

休憩時間は、退出点呼後ではなく、労働時間の途中に与えなければならない!

労基法第34条1項には、「使用者は、労働時間が6時間を超える場合には少なくとも45分、8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。」とされています。

言うまでもなく、労働時間内に休憩時間を与えなかった会社の対応は違法行為です。まさに、盗人猛々しい行為です!

それだけではありません。会社は、所定退出時間の20時14分に43分オーバーをプラスして20時57分の退出点呼にするのではなく、オーバーした分の38分だけを所定勤務時間にプラスして20時52分の退出点呼にしたのです。

そして、20時52分の退出点呼が終わってから「1時間の休憩時間を与えた」ようにして、その後オーバー分の5分を付け、「あたかも労働時間の途中に休憩を与えたかのように捏造」して開き直っているのです。まさに、盗人猛々しいとはこのことです。

休憩時間の誤魔化しだけでなく、賃金の誤魔化しも許さない!

労基法の解説には、休憩時間中に労働した場合は実労働時間となり、所定外労働賃金を請求できるとあります。さらに、所定勤務時間が終わってから「残って休憩しなさい」など通用しないのです。それは、休憩時間ではなく拘束時間の延長以外の何ものでもありません。時間外労働に値する賃金を求めていきます。